

石子政第 33 号
平成28年6月22日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長 向田直範様

石狩市長 田岡克介

子どもの総合支援に係る調査のための個人情報の目的外利用について

厚生労働省が「国民生活基礎調査」を基に算出した「子どもの貧困率」は、平成24年には16.3%と、子どもの6人に1人が平均的な所得の半分以下の世帯で暮らしていることが推測される結果でした。

本市では、すべての子どもが等しく学べる環境を整備するため、子どもの総合支援を進めて参りますが、具体的な事業を検討するにあたっては、本市における子どもの家庭状況を把握する必要があると考えています。

このことから、本市が管理する税データ等を用い、国に準拠した手法による統計的な調査を実施したいと考えており、本市が管理する個人情報の目的外利用について、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定に基づき貴審査会に諮問いたします。

記

個人情報内容

対象者

平成28年1月1日現在で、本市の住民基本台帳に登録されている者

情報内容

別紙のとおり

(担当課) 保健福祉部子ども政策課
保健福祉部福祉総務課
保健福祉部こども家庭課
環境市民部市民課
財政部税務課

厚生労働省は、「国民生活基礎調査」を基に「子どもの相対的貧困率」を算出している。

「国民生活基礎調査」における調査項目は、本市が保有している行政情報により把握できる項目が多いことから、これらの行政情報及び国の算出方法を用いて、本市の子どもたちがおかれている現状を把握する。なお、国民生活基礎調査と本市保有の行政情報との差は次のとおり。

【収入】

国民生活基礎調査		本市保有 情報	備考
雇用者所得			
事業所得			
農耕・畜産所得			
家庭内労働所得		×	・注文主からの委託を受け、品物の製造や加工等を行って得た所得から必要な経費を差し引いた所得×
財産所得			
公的年金・恩給			
雇用保険		×	・雇用保険法の失業等給付金
児童手当等	児童手当		・公務員への支給は勤務先の官公庁からされるため
	児童扶養手当		
	特別児童扶養手当	×	北海道から支給されるため
その他の社会 保障給付 金	生活保護法による 扶助		
	傷病手当金、出産 手当金、労災補償 保険など	×	
仕送り		×	・単身赴任者からの仕送りなど
企業年金・個人年金等			・雑所得として把握
その他の所得		×	・冠婚葬祭、各種祝金、見舞金など

○：抽出可能、△：一部抽出可能、×：抽出不可能

【支出】

国民生活基礎調査		本市保有 情報	備考
所得税			
住民税			
社会保険料			
固定資産税			共有名義の場合×、他市町村に納税の場合×
企業年金・個人年金等の掛金		×	

○：抽出可能、△：一部抽出可能、×：抽出不可能

1 調査項目

指標として活用

- ・国の統計データと比較するために必要な所得情報のほか、世帯属性や手当の有無をマーキングし、別添データ形式で抽出する。 資料 1 - 1

数値として活用

指標作成のために抽出したテーブルでは得られないが、合わせて活用するため必要な数値

- ・全世帯の数
- ・全世帯の内、所得情報が無い世帯の数
- ・全世帯の内、等価可処分所得が 122 万円未満の世帯数
- ・17 歳以下の世帯員がいる世帯の数
- ・17 歳以下の世帯員がいる世帯の内、所得情報が無い世帯の数
- ・17 歳以下の世帯員がいる世帯の内、等価可処分所得が 122 万円未満の世帯数
- ・現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯）の数
- ・現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯）の内、所得情報が無い世帯の数
- ・現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯）の内、等価可処分所得が 122 万円未満の世帯数
- ・17 歳以下の世帯員がいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯）の数
- ・17 歳以下の世帯員がいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯）の内、所得情報が無い世帯の数
- ・17 歳以下の世帯員がいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯）の内、等価可処分所得が 122 万円未満の世帯数

2 調査項目算出に必要な個人データ

基本事項

- (1) 住民基本台帳（基準日：平成 28 年 1 月 1 日） 所管：市民課
- ・住所コード
 - ・世帯コード
 - ・住民コード
 - ・性別
 - ・生年月日
 - ・続柄

所得情報

- (1) 市民税情報（H27 年 1 月～12 月） 所管：税務課
- ・世帯コード
 - ・住民コード
 - ・雇用者所得（「所得」ではなく、支払金額）
 - ・事業所得

- ・農耕・畜産所得
- ・財産所得
- ・公的年金・恩給
- ・企業年金・個人年金等（雑その他所得）

(2) 児童手当

所管：こども家庭課

- ・世帯コード
- ・住民コード
- ・平成 27 年（1 月～12 月）支払額

(3) 児童扶養手当

所管：こども家庭課

- ・世帯コード
- ・住民コード
- ・平成 27 年（1 月～12 月）支払額

(4) 生活保護

所管：福祉総務課

- ・世帯コード
- ・住民コード
- ・平成 27 年（1 月～12 月）支払額

支出情報

(1) 市民税情報（H27 年 1 月～12 月）

所管：税務課

- ・社会保険料支払額（医療保険、年金保険（長期）、介護保険、雇用保険）
- ・平成 27 年分の所得税額
- ・平成 28 年度の住民税額

(2) 固定資産税情報（H27 年 1 月～12 月）

- ・世帯コード
- ・住民コード
- ・納税通知書の宛名情報
- ・平成 27 年度の固定資産税額

データ形式(例)

年齢	性別	地区	等価可処分所得	生活保護 世帯	児扶手 受給世帯	A:現役世帯	B:子どもが いる現役世帯	D:大人1人世帯 E:大人2人世帯
75	男	花川北	80,000					E
73	女	花川北	80,000					E
30	女	花川北	80,000					E
5	女	花川北	80,000					E
50	男	花川南	100,000			A	B	E
45	女	花川南	100,000			A	B	E
16	男	花川南	100,000			A	B	E
10	男	花川南	100,000			A	B	E
30	女	花川南	150,000			A	B	D
7	男	花川南	150,000			A	B	D
0	男	花川南	150,000			A	B	D
45	男	花川南	400,000			A	B	E
42	女	花川南	400,000			A	B	E
16	男	花川南	400,000			A	B	E
13	男	花川南	400,000			A	B	E
73	女	花川南	400,000					E
30	女	花川南	400,000					E
35	男	花川南	980,000			A	B	E
30	女	花川南	980,000			A	B	E
8	男	花川南	980,000			A	B	E
4	男	花川南	980,000			A	B	E
32	女	花川北	1,200,000			A	B	D
0	女	花川北	1,200,000			A	B	D
30	男	花川北	1,500,000			A	B	E
30	女	花川北	1,500,000			A	B	E
7	女	花川北	1,500,000			A	B	E
50	男	花川北	1,800,000			A		D

地区：7地区に区分

- 1 花川北地区(花川北、花川)
- 2 緑苑台地区(花畔、緑苑台、花川東)
- 3 花川南地区(花川南)
- 4 樽川地区(樽川)
- 5 本町地区(親船、生振、八幡、緑が原、新港)
- 6 厚田地区(厚田区)
- 7 浜益地区(浜益区)

等価可処分所得：世帯の可処分所得(収入 - 支出)を世帯員数の平方根で除した額

収入(+)

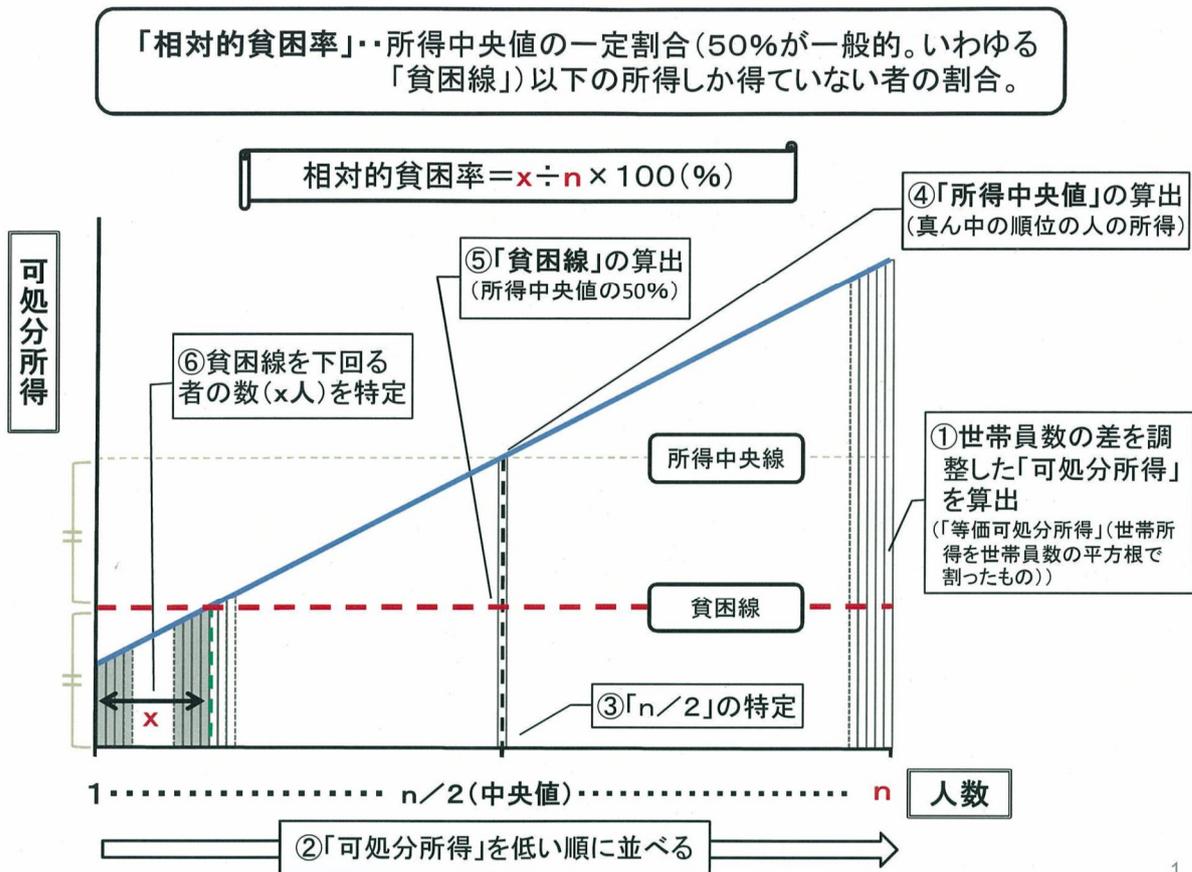
- 1 雇用者所得(「所得」ではなく、支払金額)
- 2 事業所得
- 3 農耕・畜産所得
- 4 財産所得
- 5 公的年金・恩給
- 6 企業年金・個人年金等(雑その他所得)
- 7 児童手当
- 8 児童扶養手当
- 9 生活保護

支出(-)

- 1 社会保険料支払額
- 2 平成27年分の所得税額
- 3 平成28年度の住民税額
- 4 平成27年度の固定資産税額

- A: 世帯主が18歳以上65歳未満の世帯(現役世帯)
 B: Aのうち、17歳以下の世帯員がいる世帯(子どもがいる現役世帯)
 D: 世帯員のうち、18歳以上の世帯員が1人だけの世帯(大人1人世帯)
 E: 世帯員のうち、18歳以上の世帯員が2人以上いる世帯(大人2人以上世帯)

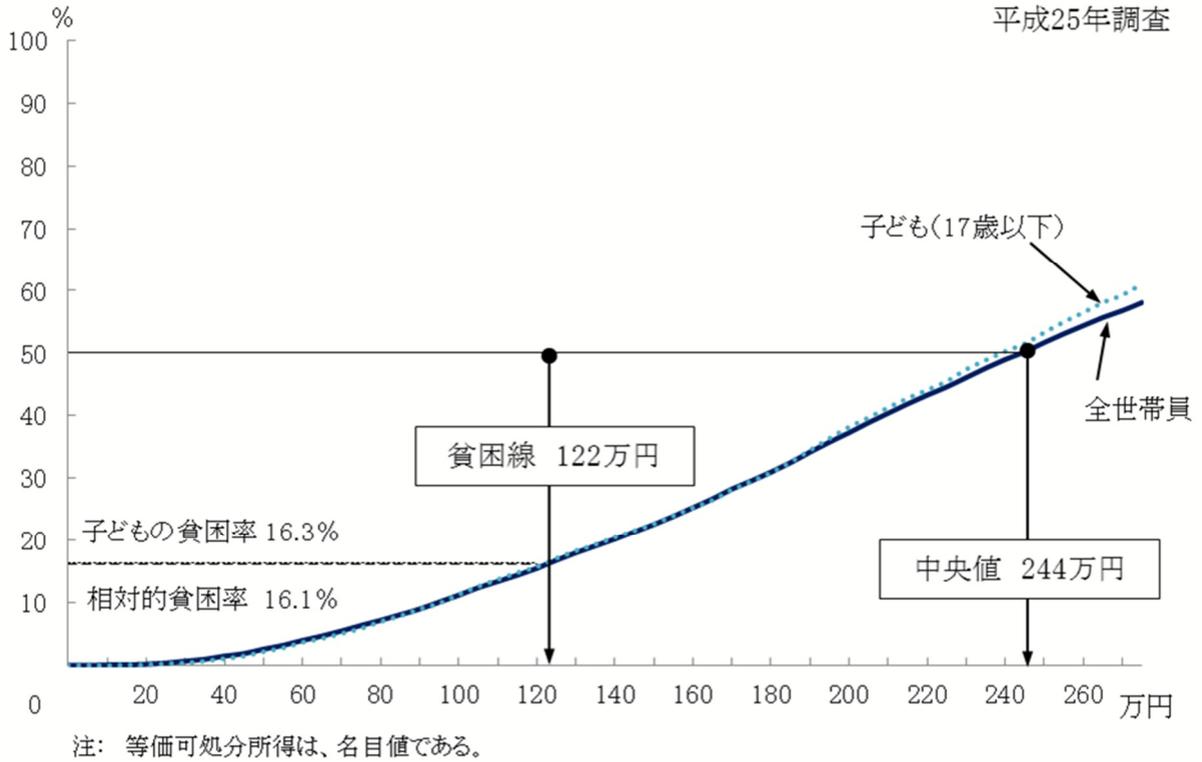
【国の調査手順】



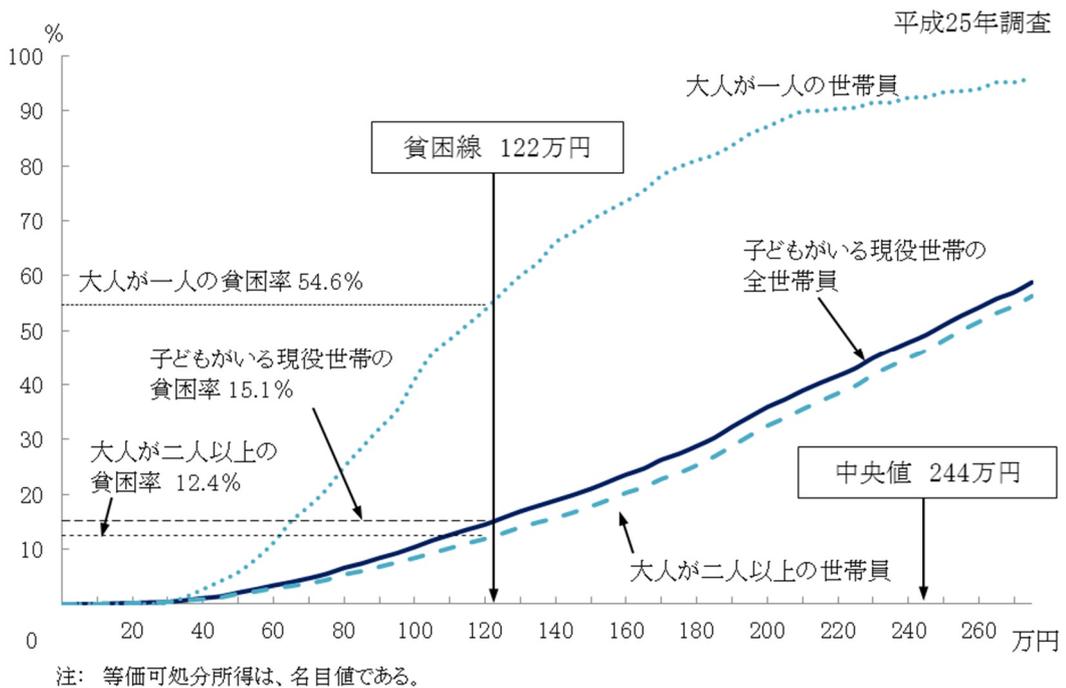
- (1) 全世帯員数(可処分所得不明世帯は除く) N
- (2) 全世帯員の可処分所得 (「世帯可処分所得」を「世帯員数」の"平方根"で割ったもの)を算出
- (3) 全世帯員を可処分所得の低い順に並べ替え、可処分所得の中央値を算出
- (4) 貧困ライン(可処分所得の中央値の50%)算出
- (5) 貧困ラインを下回る世帯員数 X
- (6) 相対的貧困率 ($X/N \times 100\%$) 【図1】
- (7) Xのうち17歳以下の子ども的人数 Z
- (8) Nのうち17歳以下の子ども的人数 Y
- (9) 子どもの貧困率 ($Z/Y \times 100\%$) 【図1】
- (10) 現役世帯(対象世帯のうち世帯主が18歳以上65歳未満) A
- (11) 子どもがいる現役世帯(上記のうち17歳以下の子どもがいる世帯) B
- (12) 上記Bの等可処分所得が貧困ラインに満たない世帯 C
- (13) 上記Cのうち18歳以上の世帯員が1人だけの世帯(大人1人世帯) D
- (14) 上記Cのうち18歳以上の世帯員が2人以上いる世帯(大人2人以上世帯) E

【図2】

【図1】等価可処分所得金額別にみた世帯員数の累積度数分布



【図2】子どもがいる現役世帯の
等価可処分所得金額別にみた世帯員数の累積度数分布



平成28年8月31日

石狩市長 田岡克介様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向田直範

平成28年6月22日付け石子政第33号をもって諮問のありました、子どもの総合支援に係る調査のための個人情報の目的外利用について審査した結果、審査会として、下記の条件を付してこれを認めることとしたので答申します。

記

- 1 子どもの総合支援に係る調査のため必要な個人情報以外の情報
を利用しないこと（利用する個人情報は17歳以下の世帯員が
いる世帯に係る個人情報のみとすること）